

記紀における歌謡と説話

——ハイハノヒメ物語Vを事例として——

青 木 周 平

一 はじめに

記紀における歌謡と説話の問題を、そのへつきVとへはなれVのありようから自覚的に論じようとした、おそらく最初の論が、高木市之助氏の「古代民謡史論」(『吉野の鮎』昭16・9)であることは、よく知られている。ここでは、歌謡を説話から「解放」するという方法が提言されたが、そのことにより歌謡と説話のへはなれVの面が重視され、またそれが土橋寛氏のへ独立歌謡Vの論に接続することは、ここで改めて論じるまでもなからう。そして、土橋氏の『古代歌謡全注釈』(古事記編、昭47・1。日本書紀編、昭51・8)における個々の検討により、地の文と歌のへはなれVの実態がある程度明らかにされた現在、少くとも現存記紀の形では、前段階におい

て歌謡と説話が共存していたと考えることはできないと思われる。前段階と言ったのは、記紀が現在の形に定着するまでの編纂過程の意味で、問題は、本来うたわれていたであろう歌謡が、どのような状況のもとで記紀の資料となったかということである。

歌謡の文字化や歌謡資料の形態については古くから論があるが、記紀共通歌謡のあり方の分析から以後の研究に楔を打ち込んだのは、曾倉岑氏の論である⁽²⁾。氏の論点を三つに整理してみる。

(一) 歌謡を中心にした場合、どの説話に結び付くかは記紀の共通理解があること。また説話を中心にする⁽¹⁾と、うたった人、時、場所、事情などかなり相違があり、かならずしも記紀に現にあるような形での結び付き方をもっていなかったこと。

(一)ではどういう形かを、儀式歌とその起源説話を基礎に考え、具体的には琴歌譜のような縁起を想定。そして歌謡がうたわれなくなった時、説話と共存の契機が生まれたこと。

(二)久米歌にみられるような記録へのよりかかりは、歌謡が一部の専門家の手にゆだねられる段階にさしかかっていたことを示し、説話の中に歌謡を取り入れるのは文学的要求に基づくこと、それはある程度自覚的な文学的欲求が芽生え、創作詩歌⇨抒情詩の成立した段階以後と考えられること。

(三)は、まず異論がなかるうと思われる。(二)は、文字化が歌謡と説話の出会いの契機となったという重要な指摘がある。そして、文字化された歌謡資料の具体例として琴歌譜を挙げたのは、武田祐吉氏の先例があるとはいえ、以後、△歌謡集Vの論を導きだす点で注目に値する。(三)は、共在のもたらされた理由を「文学的要求」とし、具体的時期は明言しないものの、その共在の時点を抒情詩成立以後においた点、神野志隆⁽⁴⁾光氏をはじめとする△歌謡物語Vの論に接続をもつ。△歌謡物語Vは、創意という文芸的いとなみによる昇化をへた形式であるとする、そのあり方は、文芸的評価とうらはらの関係にある。その意味で、資料のあり方を考える△歌謡集Vの

論とは、接続する面はあるものの、一応区別して考えねばならぬ問題があるう。ここでは、△歌謡集Vの問題をさらに追ってみる。論点を二つに絞りたい。まず形態、これは表記面をも含めて考える。次に、形成の時期及び記紀への定着経緯である。

二、記紀資料と△歌謡集V

返歌之万久尔乃安波知乃美波良乃之乃佐桥己自尔伊己之毛ノ知支
天安佐ツ万乃美為乃字へ尔惠ツ也安波知乃美波良ノ乃之乃

難波高津宮御宇大鷦鷯天皇納八田皇女為妃于時皇

后聞大恨故天皇久不幸八田皇女所仍以戀思若姫之於平群与八田山之間作是歌者今校不接於日本古事

記

兹万久尔伊引乃 安波遲央乃應美引波良ムノ乃。一甲上

志 乃詩央也 (以下「歌譜」後略)

一説云皇后息長帯日女越那羅山望見葛城作歌者

一古事記云譽田天皇遊獵淡路嶋時之人歌者

(陽明文庫蔵琴歌譜)

右の「歌返」は、琴歌譜中、最も長い譜中の歌謡(以下、「歌譜」と称す)及び最も多い縁起(三種)をもつ歌曲であり、琴歌譜のもつ問題点がよく看取できる例である。琴歌譜の成立については、歌曲名の下に記した小書きの歌詞(以下、「歌詞」と称す)と、「歌譜」の使用仮名に、コ

の仮名の甲乙兩類の使い分けが認められることから、貞観七年（八六五）以前に遡るといふ意見が有力である。また、「歌譜」と「歌詞」の比較から、「歌譜」があくまで「本態」であり、「歌詞」は注記として引用されただけであるといふ指摘も、記紀歌謡との関連においては注意する必要がある。ところで、大久間喜一郎氏は、「酒坐歌」を具体例として、琴歌譜の「歌譜」を文学的に整理すると記紀の形になると述べられた。⁽⁷⁾すなわち、「歌詞」より「歌譜」の形を資料として想定した方が、記紀の相違も説明しやすいわけである。居駒永幸氏は、大久間氏の論を踏まえつつ、「歌詞」と「歌譜」の間に記された縁起（「歌返」では「難波高津官御宇大鷦鷯天皇納八田皇女……」の縁起）を琴歌譜の独自の縁起と認め、⁽⁸⁾「歌譜集Vの具体的あり方をかなりつつこんで論じられた。琴歌譜には、縁起を付さない歌曲（十二曲）から、縁起を並記したものの（「茲都歌」「歌返」「宇吉歌」「茲良亘歌」、その中でどの縁起が正伝かを注記したもの（「茲都歌」、記紀両方に所伝があるにかかわらず日本書紀の伝のみをひくもの（「酒坐歌二」「茲良亘歌」）など、さまざまな形をもつ。その未整理なあり方は、琴歌譜が「私的なメモ」とみられることと共に、縁起は一時期に付されたものではないことを物語る。居駒氏が「歌謡集のそれを残してい

る」と見做した引用文献名の無い縁起（「歌返」「余美歌」「阿遊陀扶理」）が、すべて記紀に見えない伝承である点も、改めて注意しておきたい。琴歌譜が現存記紀と直接繋がらない所以でもあるが、広く歴史伝承との接触が、「私的なメモ」という実用的あり方から、宮廷の大歌として公的な場へと享受が広がった段階において重層的になされたという経緯は、想定してよからう。⁽¹⁰⁾

一方で伊藤博氏は、琴歌譜のような歌曲名でまとめられた形ではなく、万葉集巻一、二のように「大きく天皇の御代毎にくぐられ、歌をおおむね時代順に配列し、題詞や左注を持つ」形を考え、「古事記各代冒頭のその文章に似た項目」による分類を想定された。⁽¹¹⁾この説は、古事記から万葉集へという文学史的展望のもとに立てられたもので、スケールの大きな論である。ただし、論証過程で気になることがある。一つは、「現存記紀の歌謡と物語との関係」について「記の方がより本来のあり方を伝えている」ことを前提としていることである。「本来のありかた」を記紀の原資料と理解すれば、どちらが原資料の姿をより留めているかは一概には言えない。もう一つは、万葉集巻一、二の歌の表記法と、記紀歌謡の一字一音方式との相違を、どう見るかということである。板垣俊一氏が記紀歌謡の一字一音方式について、「訓主体表

記のように叙情詩としての自立はさまたげられ、あくまで口誦される歌々の一首々々個別の歌詞そのものを伝えるがための表記法⁽¹²⁾と述べられたのは、首肯されるところである。万葉のあり方とは、直結させるべきではなからう。また、居駒氏が「歌謡集はあくまでも宮廷歌謡の保存・継承のために成立したのであり、歌集とは全く別の成立事情があったと見るべきである」と批判されたのも、あわせ想起される。記紀の歌謡資料のあり方を考える場合、大歌の伝習資料としての琴歌譜のような形が、最も理解しやすいことであろう。

では、それが記紀へとり入れられる経緯はどう考えればよいであろうか。ここで確認しておきたいのは、歌謡を文字化する目的(儀礼における伝習資料)と、記紀編纂の目的とは、直接は繋がらないことである。編纂資料への加入は、歌謡の側、そして記紀の資料両方から、相応しい時点を求める必要がある。

記紀の側から言えば、記紀共通して成立に深くかかわる時期は、天武十年三月がまず考えられる。

丙戌・天皇御于大極殿、以詔川嶋皇子・忍壁皇子
・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野
君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波
連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首、

令レ記定帝紀及上古諸事。大嶋・子首、親執筆以
錄焉。(天武紀十年三月条)

右の「帝紀及上古諸事」の「記定」と、古事記序文にみえる稗田阿礼による「帝皇日継及先代舊辞」の「誦習」は、いずれも天武天皇の詔に基づく事業であるが、両者の先後関係をめぐって議論のあるのは、周知のところである⁽¹⁴⁾。阿礼の誦習が後とすれば、右の記事は古事記の撰修とは直接関係をもたないことになる。また、「帝紀及上古諸事」とある以上、それを日本書紀撰修とイコールとみることも出来ない⁽¹⁵⁾。しかし、記紀共通資料(帝紀・旧辞の類)の推定⁽¹⁶⁾、及び天武朝における族姓再編運動などを考慮すると、記紀の撰修事業と天武紀十年三月の詔とが無関係であるとは思われない。むしろ積極的に、記紀撰修に繋がる資料収集・筆録の始発として、右の詔を評価してよいのではなからうか。この「帝紀及上古諸事」の「記定」は、大極殿での正式な事業とみられるので、以前から周到な準備がすすめられていたとみてよい⁽¹⁸⁾。とすると、歌謡が集結する契機となった天武紀四年

二月の記事とは、ほぼ繋ぎ添うることになる。
二月乙亥朔癸未、勅大倭・河内・攝津・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狹・伊勢・美濃・尾張等國曰、選所部百姓之能歌男女、及侏儒伎

人二而貢上。

以後、天武紀十四年九月には「歌男・歌女・笛吹者」に子孫伝習を命ずる詔が記され、天武紀朱鳥元年正月には、御厩殿の前で倡優等・歌人等に祿・袍袴を賜う記事がみえる。これらは、歌曲に対する天武天皇の積極的な姿勢を示すと共に、「支配のための國家的儀禮」⁽¹⁹⁾整備の一環となされたであろうことに、注意する必要がある。以後、持統朝にはこのような動きが記されないことを考え合わせると、記紀と歌謡の接近を可能ならしめる最も相応しい状況が天武朝にはあるといえる。記紀共通資料から歌謡と説話の接近の時期を考えれば、天武十年が一つの目処になるのではないか。恐らくこの時以後は、記紀それぞれ別の方向をむきながら撰修事業が具体化していくのであり、最終成立時期まで歌謡を含みもちつつ、記紀それぞれの目的にそって作品として練り上げられていったと思われる。

以下、その具体的あり方を、記紀共通歌謡を多く含むもつハイハノヒメ物語Vを対象として論じてみたい。

三、イハノヒメ物語

ところで、ここでいうハイハノヒメ物語Vとは、古事記では仁徳記の「志都歌之歌返」六歌を中心とした部分、

日本書紀は仁徳紀三十年九月から十一月条までを指す。この物語は、歌曲名をもつ歌を記紀が共有するので、八歌謡集Vを資料に含みもつと考えてよい。それにもかかわらず、歌謡の記載順が記紀でかなりの相違を見せるのはなぜか。共有する個々の歌謡の役割に注目しつつ、記紀の比較を試みたい。(以下、特に断わらない限り、表記は古事記に従う)

(1) 木国行幸

まず、冒頭部からみていく。石之日賣命が木国に御綱柏を採りに出かけていた時、天皇が八田若郎女と「戲遊」^{イダクワラミイカ}れていると聞いた石之日賣命が、「大恨怒」^{イダクワラミイカ}りて御船に載せた御綱柏をすべて海に棄てたとある。このはじまりは、日本書紀もほぼ同様の展開をもつ。古事記の方が、八田若郎女とのことを知った経緯を詳述しているが、以後の物語展開を考える上で、次の二点の相違は注目すべきであろう。

古事記では、八田若郎女は、系譜記載を除くところではじめて登場するが、日本書紀においては、すでに「菟道稚郎子」が死の場面において、「大鷄鷄尊」に「八田皇女」を託す記事がある。

乃進^ニ同母妹八田皇女^ニ曰、雖^レ不^レ足^ニ納采、僅充^ニ掖庭之數。(仁徳即位前紀)

仁徳紀三十年九月条における「八田皇女」入内は、右の「菟道稚郎子」との約束を果たした結果といつてよく、それなりに正統性のある行為とよめる。⁽²⁰⁾この八田若郎女の意味づけの相違が第一点である。大事なのは、このことが石之日賣命の八嫉妬の質にかかわると思われることである。古事記では、吉備の黒比賣の物語の前に、総括する形で次のように記している。

其大后石之日賣命、甚多嫉妬。故、天皇所_レ使之妾者、不得_二臨宮中_一、言立者、足母阿賀迦迹嫉。_(注略)(傍線部筆者、以下同)

石之日賣命の八嫉妬の激しさが記されているが、「足搔く」(足をばたつかせる)という形は、尋常なあり方ではない。「妣國根之堅州國」に行きたいといつて「八拳須至_二于心前_一、啼伊佐知伎也。」という須佐之男命を想い起こさせるものがある。この八嫉妬を、威力の発動という観点からとらえると、その八嫉妬の質を考えるのに「言立者」とあるのは、重要な意味があると思われる。この「言立」について本居宣長は、「平常ならぬ、異なる事する」(古事記伝三十五之卷、筑摩版『全集』64頁)と解釈するが、古事記中に「言」を「事」の借字と解さねばならぬ確例はない。次の日本書紀歌謡の用例等もあわせ考えると、別の解釈がなされるべきであろう。

貴人の立つる言立 儲弦 絶え間継がむに 並べてもがも (仁徳紀二十二年正月条)

右の「言立」は、「儲弦絶え間継がむ」を指示する内容とみてよい。土橋寛氏はこの「言立」は、「特別な儀礼的発言」で「諺」に類するものだという。他にコトダテは、万葉集に四例(巻18・四〇九四八二例、四一〇六、20・四四六五、宣命に三例(第三詔、七詔、十五詔)みえる。万葉集の用例はすべて大伴家持の長歌中にあり、その内容も歌中に明示され、言い継がれるべき特別な言としての意味が、はっきり認められよう。また、宣命の例すべてが「事(辞)立にあらず」と否定形で用いているのも、「言」の威力を前提とした物言いであろう。⁽²¹⁾これらの用例を参照すると、石之日賣命の八嫉妬は、いわば威力のある言葉により発動されたものであり、木国行幸における「大恨怒」という心情が、倉人女の「語言」に基づくところのも、このような八嫉妬の質を踏まえて考えるべきであろう。八嫉妬に呪的威力を感じさせる表現と見える。これに対して日本書紀は、「八田皇女」入内をめぐる天皇と皇后の五首の歌問答(仁徳紀二十二年正月条)を載せ、「皇后遂謂_レ不_レ聽、故默之亦不_レ答言_一」⁽²²⁾という。その歌の中の「さ夜床を並べむ君は畏きるかも」は、夜床を並べようとするこへの拒否の態度を示す。この場

合の八嫉妬は、女と男の関係において解釈でき、一女性の感情のレベルで理解が可能である。そしてその感情は、「筒城宮」における「陛下納八田皇女爲妃。其不欲副皇女而爲后」(仁徳紀三十年十一月条)という皇后の意志表示へ繋がり、日本書紀の一貫した態度を物語っている。これも古事記には記されない意志表示であり、同じ八嫉妬でも、記紀には同質とみられない点があるといえる。

第二の相違点は、「豊樂」の記載の有無である。日本書紀において、皇后の「御綱葉」を海に投げ入れるという行為は、八恨みVの行為という以外に、以後の物語展開には影響を与えていない。それに対して、古事記に「豊樂」の為と明示してあることは、後の女鳥王の死後にまつわる記事と関連をもつ。

此時之後、將爲豊樂之時、氏々之女等、皆朝奏。

(仁徳記)

石之日賣命が、自ら「大御酒柏」を取り氏々の女等に賜ったとある部分である。「豊樂」の主催者である石之日賣命が、その御綱葉を海に投げ棄てることは、祭の主催者としての資格を放棄したことになり、単なる個人的レベルの問題ではない。日本書紀には、「御綱葉」の用途も記されず、後の「新嘗之月」の「宴會」において

も、「御綱葉」はみえない。そして「宴會」の主催者も八田皇后であり、その意味では「誓之媛命」の「御綱葉」放棄も、個人的嫉妬の表現の域を出ないことになる。古事記の「豊樂(豊明)」の用例は八例あるが、その性格は「天皇を言寿ぐ、あるいは服屬を誓う公的な場」といえる。多様な日本書紀の宴に比べて、限定された使用法といえよう。「豊樂」の為の、神聖な行事としての行幸中に天皇がとった不礼な行為であるゆえに石之日賣命は怒った、ともよみとれる。ともかく、古事記の八嫉妬Vには、公的、呪的要素を窺わせる質があり、単なる男女間に生まれる個人的感情として処理できないのではないかと思わせる。

以上二点の相違が、八嫉妬Vの質の相違に繋がることを確認しておいて、以後、記紀共通歌謡を含みもつ部分を中心に、筋の展開を追ってみる。

(2) 山代上幸

① つぎねふや 山代河を 河上り 我が上れば 河の
辺に 生ひ立てる 鳥草樹を 鳥草樹の木 其が下
に 生ひ立てる 葉広 斎つ真椿 其が花の 照り
坐し 其が葉の 広り坐すは 大君ろかも

右は古事記の冒頭歌であるが、日本書紀の歌は、「河の辺に生ひ立てる」以下が「河隈に立ち栄ゆる百足らず

八十葉の木は大君ろかも」(1)とあり、大君讚美の歌として、よりすっきりした形となっている。記紀兩歌の影響関係は不明という他ないが、より複雑な展開をもつ古事記の歌に、従来議論が集中している。まず土橋寛氏は、初めの四句が寿歌の表現としては相応しくないとし、この四句を所伝を踏まえて作られた歌詞、「河の辺に生ひ立てる」以下を天皇を言寿ぐ寿歌として、「独立歌謡の部分と物語歌の部分とをあわせ持っている」と述べられた。また山路平四郎氏は、「曳船の難洪をいう山城地方の舟曳き歌(注略)の断章が、天皇讚歌に結びついたもの」との見解も示され、この意見は守屋俊彦氏などに支持されている。一方は宮廷歌謡の改作と見、他方は民謡と宮廷歌の合体とする。しかしこれらは、とても難しい見方である。土橋氏は「天語歌」中の一歌との類似表現に注目し、次の歌を踏まえたとも述べられた。

倭の 此の高市に 小高る 市の高処 新嘗屋に

生ひ立てる 葉広 齋つ真椿 其が葉の 広り坐す

其の花の 照り坐す 高光る 日の御子に 豊御酒

歎らせ 事の 語り言も 是をば(雄略記)

傍線部が類似表現であるが、無論どちらがどちらを踏まえたという証明は容易ではない。この「天語歌」との類似は重要な指摘と思われるが、異なる歌を合体したり踏

まえたりするには、それなりの意図や論理が明確にされねばなるまい。容易ではないと言ったのはそういう意味であり、また「机上作品」(山路平四郎氏の一案)だと見るならば、地の文との入はなれを前提としてなせ相応しい歌を作らなかつたかという、素朴な疑問が残る。土橋氏の狭義の「物語歌」の概念は、入改作Vという行為を認めた時、どうしても分類基準に曖昧な点を残してしまふのではないか。歌の解釈としては、古橋信孝氏の入巡行叙事Vという見方が、より説得力をもつように思う。神が巡行して木を見出し、その木のすばらしさが最高にすばらしいもの入大君Vの比喩に転化し得たという論理は、歌をバラバラにせず解釈できる点ですぐれている。歌自体には、何の不自然な表現もない。

しかし、右の歌が「天皇の多情を怒って皇居から脱出して来た皇后の歌」とすると、地の文とのかかわりが不自然だという意見が生じ、その見方が通説化しているように思われる。日本書紀は、(1)木国行幸のあと、(2)山代上幸の当該歌の前に、次のような記述がある。

○爰天皇不知皇后忿不著岸。親幸大津、待皇后之船。而歌曰、(歌略)

○時皇后不泊于大津、更引之泝江、自山背廻而向倭。明日、天皇遣舍人鳥山、令還皇后。乃歌之

曰、(歌略)⑧

天皇自身が天津で皇后を待ち、結局天津に立ち寄りなかつた皇后に、むかえの使者を出すという展開には、天皇の誠意が前面に出されており、皇后が大君讚美の歌をうたったことも、 \wedge 嫉妬 \vee が和らいだ結果とみられなくもない。古事記では、 \wedge 嫉妬 \vee のあとすぐこの歌を据えているので、不自然とみえるのである。しかし、ほんとうに不自然であろうか。不自然と感じるのは、「天皇の多情を怒る」という個人的感情として \wedge 嫉妬 \vee をとらえるからで、古事記においては、「御綱柏」を海に投げ棄てた以外に、石之日賣命は、以後どの場面においても、何らかの発言は勿論、その姿すら前面に出てこない。先述したように、「豊樂」の為の柏を投げ棄てたという行為の重要性を考えれば、公的立場の皇后として最初になすべきことは、天皇に対する恨み言をいうことではなく、神聖な行事に対する冒瀆への贖いであり、王権に対する服従の意志の自己確認であろう。天皇に対する言寿ぎの歌は、このような「豊樂」の意識に基づく呪的行為としてうけとるべきであり、「天語歌」の一歌との共通性は、むしろこのような見方を傍証する資料となる。古事記において石之日賣命の怒りそのものは、皇后の偉大さ——神性の回復の証明——という方向で解釈で

きると思われる。

② つぎねふや 山代河を 宮上り 我が上れば 青土
よし 奈良を過ぎ 小楯 大和を過ぎ 我が 見が
欲し国は 葛城高宮 我家のあたり

右の歌は記紀で異同がなく、土橋氏の「国見的望郷歌」という見方に異論はない。⁽²⁹⁾ただ記紀の地の文の相違は、注意する必要がある。すなわち、古事記が「那良山口」で歌ったとあり、日本書紀が「那羅山」を越えて「葛城」を「望」んで歌ったとする点である。古事記が「那良山口」という境界で歌ったのには意味がある。以後石之日賣命は、一度もヤマト(奈良盆地の範圍)へ入ることはない。結局、古事記ではヤマトの外縁での旅となるわけで、中西進氏が指摘されたように、 \wedge 非秩序 \vee 的存在の漂泊という話を想定させる。⁽³⁰⁾ \wedge 非秩序 \vee を \wedge 反王権 \vee と言いかえれば、石之日賣命の \wedge 嫉妬 \vee も、王をめぐる後宮の秩序を破る反王権の表現と見ることが可能であり、先述した \wedge 嫉妬 \vee の呪力もあわせ考えさせられる。そのような \wedge 嫉妬 \vee が、外縁の旅という話を支えていると言えるであろう。歌について言えば、支配領域を \wedge 見る \vee 行為が \wedge 国見 \vee だとすれば、「見が欲し」という希求表現は、見えない現実を前提として \wedge 見えな \vee い \vee 対象を希求することにより、強い願望が表現された

歌とよめる。森朝男氏の述べられたように、国見歌と道
 行きの複合により望郷歌に上昇し得ているといえる。⁽³¹⁾一
 方の日本書紀が、ヤマトへ入り葛城を「望」んでとある
 のは、「望」にみられるごとく国見意識をひきずりつつ、
 歌の道行き詞章にひきずられた感がある。ただ、「葛城
 高宮」へより近づくことにより、「我家」を見たいとい
 う個的心情を重視した経路とも言えよう。

(3) 使者の派遣と八別離▽

古事記ではつづいて舍人鳥山、丸途臣口子という二人
 の使者による歌を記す。そのうち舍人鳥山の歌

③ 山代に い及び鳥山 い及びい及び 我が愛し妻に

い及び会はむかも (傍線部、日本書紀③は「思ふ」)

は、先述の如く日本書紀では(2)山代上幸以前にうたった
 とある。記紀で派遣の時期や場所に大きな違いがある
 が、「我が妻に追いつけ」という歌意、及び石之日賣命
 を迎えに派遣されるという状況に大差はない。歌の共通
 理解はあるわけで、挿入場面の相違は、記紀の使者派遣
 の意味付けの相違に繋がる。このあたりの展開は記紀で
 異同が大きいので、古事記の記載順に歌を示して論をす
 すめる。

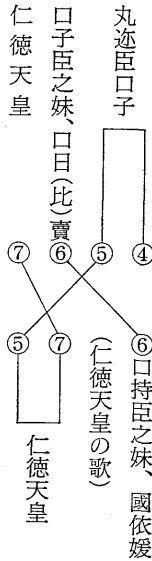
④ 御諸の 其の高城なる 大章古が原 大猪子が 腹
 に在る 肝向かふ 心をだにか 相思はずあらむ

⑤ つぎねふ 山代女の 木歛持ち 打ちし大根 根白
 の 白腕 枕かずけばこそ 知らずとも言はぬ
 ⑥ 山代の 筒木宮に 物申す 我が兄の君は 涙ぐま
 しも (傍線部、日本書紀⑥は「我が兄を見れば」)
 ⑦ つぎねふ 山代女の 木歛持ち 打ちし大根 さわ
 さわに 汝が言へせこそ 打ち渡す やがはえなす
 来入り参来れ

右の歌順と歌い手を日本書紀と比較すれば、次のよう
 になる。

〔古事記〕

〔日本書紀〕



歌順、歌い手からみた問題点が⑤と⑥にあること
 は、一見して明らかであろう。⑤の歌い手の相違は、記
 紀がそれぞれ④と⑦に、「又歌曰」「亦歌曰」と接続して
 いることに起因し、このあり方は、おそらく資料的に歌
 い手を移動できるゆるやかな共通理解を示していると思
 われる。そして古事記の場合、⑤が④と結びつき八恋
 歌▽の使者となっている点が注目される。④は古事記独

自の歌で、難解な歌である。主想部は「せめて心だけでもお互いに思わずにいられようか。」と解釈できようが、この恋歌の発想には「共寝」ができない前提があるはずで、その点、⑤が「わたし(女)の白い腕を枕としなかつたならば知らないと言ってもよいが」と「共寝」を前提として歌った恋歌とは、明らかに異質である。しかも⑥は女歌とみて間違いない⁽³³⁾、記紀共に落ち着きが悪い点は否めない。そのような④⑥を丸迹臣口子に歌わせているのは、共に困難の予測される恋を「心」で「身」の一体化を希求することにより、強い恋情を訴える効果をねらったのだと思わせる。恋の成就の使者という意味では、居駒永幸氏のいう「よほひの使」⁽³⁴⁾に近い意味が感じとれるのではないか。いわば「成婚物語」⁽³⁵⁾としての使者のあり方であり、私はこのあり方を、古事記の話題の中で——すなわち作品論として——見据える必要があると思う。

⑥の歌い手の相違は、丸迹臣、的臣という氏族的背景を中心に、原伝承追求という氏族伝承のレベルでの議論が多い⁽³⁵⁾。しかし、日本書紀には「的臣祖口持臣」と記すと共に、「二云、和珥臣祖口子臣」という別伝も注記し、編纂段階で両伝のあった可能性が強い。ことが編纂レベルの問題となれば、記紀の立場に添った説明が必要

になるであろう。古事記でいえば、物語末尾(⑦の続き)にある

此天皇与二后二所_レ歌之六歌者、志都歌之歌返也。という歌曲名を記した一文の解釈が問題となる。周知のごとく、古事記には「夷振」以下十七種⁽³⁶⁾、日本書紀には「夷曲」「舉歌」「來目歌」「思邦歌」の四種の歌曲名が記されている。このうち記紀共通するのは「夷振」「思邦歌」の二種のみであり、特に歌曲名が集中する仁徳記(三種)、允恭記(六種)、雄略記(四種)には、日本書紀に歌曲名がみえない。古事記にしても、歌曲名を記す天皇記は偏在しており、これらの現象を「歌曲名の記録が、その資料のままに、歌謡と共に採り入れられており⁽³⁷⁾」とのみ解釈するのでは不十分であろう。神野志隆光氏が指摘されたように、「それがどう書かれた『古事記』にあって意味があるか」を問う必要がある。『志都歌之歌返』に関して言えば、①⑦の七歌の中で「六歌」を指示し、その指示内容を「天皇与二后二所_レ歌之」と限定するのは、この注的本文が物語内容と無関係ではあり得ないことを意味する。具体的に指す歌は、異説もあるが、天皇の歌を天皇の意をうけた歌(③④⑤)も含めて、⑥を除外した六歌と考える。すると⑥は、他と違う資料のあり方を想定せざるを得ず、その可能性の一つに特定

氏族のかかわりがあったことは十分考えられる。そしてこの注的本文の存在により、「志都歌之歌返」ではない異質の一歌をも含めて、イハノヒメ物語Ⅴは、はじめをつけられることになる。歌曲名の、まとめとしての機能も忘れてはなるまい。「志都歌之歌返」としてまとめられた八歌謡集Ⅴのあり方も、古事記の資料としてフィルターにかけられ——具体的には④⑤と⑥がまとまることにより——新しい物語表現として変質したと考えた方がよからう。

一方、日本書紀には八恋歌Ⅴの使者が存在せず、皇后の拒否の気持を変わらせる歌は、⑥以外見られない。この⑥は、兄妹愛をうたった類例のない歌であるが、恋歌としての質はもっていない。使者としての「口持臣」の役割は、古事記の口子臣に比べて軽いと言わざるを得ない。そしてその派遣が失敗したことは、「告_レ汝_レ兄_レ令_レ速_レ還_レ吾_レ遂_レ不_レ返_レ焉_レ」という皇后の言葉により明らかである。先の舍人鳥山、そして今回の口子臣と、場面・時を変えての二度にわたる使者派遣の失敗が、説得役としての天皇の登場を促すことになる。重要なことは、天皇の恋情をそのまま使者の歌として伝える古事記に対して、日本書紀には、恋の代弁者としての姿がみえないことである。日本書紀では、恋情は天皇自らが訴えかける形を

とる(⑦⑧)。そしてその手順には、明らかな意図が感じられる。天皇は十分誠意をみせたが、皇后の強い拒否によりやむなく別離をむかえたという筋立てである。天皇による⑦⑧の歌のあと、なお「陛下納_レ八田皇女_レ爲_レ妃。其_レ不_レ欲_レ副_レ皇女_レ而_レ爲_レ皇后」と言った皇后に対し、「而猶有_レ戀思。」とわざわざ記すのは、この一連の文脈が「八田皇女」をむかひいれるための正統性を語るため用意されたものであることを示すのであらう。その意味で、吉井巖氏が「別な言いかたをするとすれば、書紀には、八田皇女を皇后として立てるためにイハノヒメの死を必要とし、イハノヒメが死ぬためにはイハノヒメは絶対に天皇を拒否する必要がある、という論理が働いているように思う。」と述べられたのは、十分首肯されよう。

(4) 奴理能美之家と八和合

さて、日本書紀が「筒城宮」を皇后の強い拒否を示す一場面として語るのに対し、古事記の「奴理能美之家」においては、石之日賣命の意志は全然記されず、口子臣、口比賣、奴理能美の三人の議で、天皇と大后の出会いの場を設定する。ここで日本書紀との比較において注目すべきことは、第一に奴理能美の家が舞台であることであり、第二に、おそらくそのことと関連して、養虫を見に大后が来たと御幸を理由付けていることであり、第三は

舞台装置として「戸」が見えることなどである。

奴理能美は、『新撰姓氏録』左京諸蕃下を見ると、調連の祖で、顯宗天皇の御世に蚕織して、純絹の様を獻つたという。この調連は、天武紀元年六月条にみえる調首淡海（続日本紀、和銅二年正月条に調連淡海とある）と同族であり、『釈日本紀』卷十五所引の私記に「調連淡海日記」をひく。奴理能美の家が舞台に選ばれたのは、一つには養蚕との繋がりであり、もう一つは調首淡海が天武天皇の吉野入りの頭初から舍人として従い、近従の一人であったことが関連していると考える。古事記のハイハノヒメ物語Vの形成には、やはり天武天皇の意志を背後に感じさせるものがある。ところでこの養蚕は、次の継体天皇の詔によると、后妃の重要な仕事であった。

朕聞、士有_レ當_レ年而不_レ耕者、則天下或_レ受_レ其飢_レ矣。
女有_レ當_レ年而不_レ績者、天下或_レ受_レ其寒_レ矣。故、帝王躬耕、而勸_レ農業、后妃親蠶而勉_レ桑序_一。（継体紀元年三月条）

この文章の出典が『芸文類聚』卷十一帝王部（神農氏）引用の「呂氏春秋」であることは、すでに小島憲之氏により指摘されている⁽⁴²⁾。もちろん、継体朝の歴史的事実である保障はないが、天武朝頃に右のような知識があったことは認めてよい。「奴理能美之家」は、理想的な后妃

像を作り出すために選ばれた場だと思われる。そして、王権にとってそのような重要な場であるからこそ、石之日賣命の幸行を「更無_レ異心_一」と弁明せねばならなかったのではないか。古事記でもう一例の「異心」は、須佐之男命の昇天の場面での「邪心」とほぼ同義で用いられており、王権に対する反逆の心と解釈できる⁽⁴⁴⁾。△嫉妬Vが反王権的行為と結びつくことを示す点で、注目に値しよう。日本書紀には、このような弁明もみえず、△嫉妬Vは個心の恋情とのかかわりにおいて考えてよい。

また、舞台装置としての「戸」も、大后の宮に相応しい空間を作り出す境界として作用していると解釈できようである。古事記の「戸」は、他に黄泉国関係（殿藤戸、事戸）、天石屋戸関係（天石屋戸、戸、戸掖、千位置戸）、根堅州国関係（室戸）、八千矛神関係（後述）、木花之佐久夜毗賣関係（無戸八尋殿）、三輪山伝説関係（戸之鉤穴）、建波速安王関係（斯理都斗、麻幣都斗）、本牟智和氣御子関係（那良戸、大坂戸、木戸、掖月之吉戸）、多遲摩毛理関係（天皇之御陵戸）、女鳥王関係（殿戸）、置目老媼関係（大殿戸）が、神人名、ノリト関係を除いた全用例である。これらの古事記の「戸」については、「此方とは異質な他の世界」を区別するために設けられた歌謡劇の舞台装置とみる説⁽⁴⁵⁾、「戸をめぐる表現は常に△関係Vを扱う」という指摘⁽⁴⁶⁾などがある。

すべての用例にあてはまる解釈はむずかしいが、男女間の「戸」に「妻問いの物語における戸の機能」を見出すことは容易であろう。

余、其沼河日賣未開戸、自内歌曰、(神代記)

右は「神語」の一文であるが、すでに多くの指摘がある通り、古事記のハイハノヒメ物語の展開と無関係ではあるまい。ただ、両者の関係の具体的検証は、いまだ十分になされたとは言い難い。⁽⁴⁸⁾ここでは、先述した口子臣の役割、奴理能美之家の意味付けを踏まえて、后妃に相應しい理想的な成婚空間を保障する装置の一つとして、「戸」を意味付けてみたい。ただ単に和解決したのではなく、理想的な入和合を語る物語とみることにより、その入嫉妬の呪性、反王権性も理解できるであろう。すなわち、入嫉妬の呪性により共同性を保障し、又、反王権性を克服することが、王の入和合には必要とされたのであろう。

⑦歌に即して言えば、「そなたが身に沁むほどに申したからして、見渡される柳をわたる春風のやうに、(ふんはりとした気持で)やつて来たのだ。」と、相手を立てつつも高圧的な響きを感じられるのは、自己の立場を明確にすべく、直言としての入とじめの言の意味があるからではないか。記紀で入和合と入別離という正反

対の位置づけがなされるのも、⑦歌に両面の解釈を許容し得る性格があったからと判断される。歌はあくまで、物語の中で意味づけられている、とみるべきであろう。

四、まとめ

記紀が共通の歌謡群を用いたと思われるハイハノヒメ物語については、さまざまな立場からの論がある。記紀の比較から歌の位置を見定めれば、それはそれぞれの物語の主題に即した位置づけが確認でき、共通理解に基づきつつも歌順に大きな異同があるのは、その主題の相違によるといえる。端的に言えば、古事記は八石之日賣成婚(和合)物語、日本書紀は八田皇女立后物語とでもいふべき性格をもつ。そして歌謡資料のあり方を踏まえて、やはり天武朝において、古事記、日本書紀がそれぞれの撰修事業の中で入作品としての生長を上げていく、その記紀の入はなれの中でそれぞれの物語の定着があったことを認めたいと思う。

入注

- (1) 武田祐吉氏『古事記』における歌謡の伝来(『国語と国文学』33の7、昭31・7。後に『著作集』3、昭48・4)、益田勝美氏『古事記における説話の展開』(『古事記大成』2、昭32・4) 神田秀夫氏『歌謡と歌謡物語』(『古

事記の構造』昭34・5)、土橋寛氏「歌と物語の交渉」(『万葉』56、昭40・7。後に『古代歌謡の生態と構造』昭63・10)など。

- (2) 曾倉岑氏「記紀歌謡と説話」(『国語と国文学』43の6、昭41・6。後に『古事記へ王権と語り』昭61・7)
- (3) 武田氏、注(1) 同論文。
- (4) 神野志隆光氏「歌謡物語論序章」(『日本文学』27の6、昭53・6。後に『古事記の達成』昭58・9)
- (5) 西宮一民氏「琴歌譜に於ける二、三の問題」(『帝塚山学院短大研究年報』3、昭31・11。後に改題して『日本上代の文章と表記』昭45・2)
- (6) 賀古明氏「琴歌譜の大歌」(『文学・語学』50、昭43・12。後に『琴歌譜新論』昭60・9)
- (7) 大久間喜一郎氏「記紀歌謡の詩形と大歌——琴歌譜「酒坐歌」を軸として——」(『上代文学』38、昭51・11。後に『古代文学の伝統』昭53・10)
- (8) 居駒永幸氏「記紀における歌謡物語の形成——歌謡集の想定から——」(『国学院大学院文学研究科論集』4、昭52・3)
- (9) 賀古明氏『万葉集新論』昭40・3、454頁。
- (10) 拙稿「統『琴歌譜』に於ける歌謡享受の問題」(『国学院大学日本文化研究所報』14の4、昭52・10)
- (11) 伊藤博氏「古代歌謡集の論」(『万葉集研究』4、昭50・7。後に『万葉集の表現と方法』上、昭50・11)

(12) 板垣俊一氏「古代歌謡史論——表記面から見た歌謡伝承および叙情歌の成立——」(『都立大学大学院論集』1、昭54・3)

- (13) 居駒氏、注(8) 同論文。
- (14) 阿礼の誦習が先とみる坂本太郎氏『大化改新の研究』と、天武十年の記定事業が先とみる平田俊春氏『日本古典の成立の研究』に代表される。尚最近、後者の立場を支持する尾畑喜一郎氏『古事記の成立と構想』(昭60・9)、天武十年の詔の具体的内容が記序の天武天皇の詔であるという日本思想大系『古事記』の説などが出された。
- (15) 中村啓信氏「日本書紀の成立と構造」(『講座日本の神話』第二巻、昭51・11)
- (16) 梅沢伊勢三氏『古事記と日本書紀の成立』(昭63・2)、同氏『古事記と日本書紀の検証』(昭63・7)など参照。
- (17) 吉田義孝氏「古事記成書化の基礎」(『柿本麻呂とその時代』昭61・3)
- (18) 坂本太郎氏『日本古代史の基礎的研究』上(昭39・5)所収「日本書紀の撰修」「古事記の成立」「日本書紀の成立」など参照。
- (19) 林屋辰三郎氏『中世芸能史の研究』(昭35・6)100頁。最近、飯島一彦氏「日本古代地方歌謡・芸能の変容」(岩波講座『日本の音楽・アジアの音楽』3、昭63・10)が、天武紀四年の勅による歌人歌女のあり方に詳細な分析を加えている。

- (20) 記紀の比較において、この相違点に注目した論として、溝口睦子氏「仁徳天皇の后妃に関する説話について——その記紀における比較——」『古典と現代』21、昭39・9。後に日本文学研究資料叢書『古事記・日本書紀II』昭50・4)がある。
- (21) 土橋寛氏『古代歌謡全注釈 日本書紀編』(昭51・8) 170~171頁。
- (22) この「言」の威力のありようは、「言挙げ」を想起させる。「言挙げ」に関しては、拙稿「倭建命東征伝承と「言挙」」『古事記年報』21、平元・1)参照。
- (23) 拙稿「雄略記・三重嫁物語の形成——儀式歌的視点から——」『国学院雑誌』77の8、昭51・8)
- (24) 土橋氏『古代歌謡全注釈 古事記編』(昭47・1) 241頁。
- (25) 山路平四郎氏『記紀歌謡評釈』(昭48・9) 140頁。
- (26) 守屋俊彦氏「山代の歌と丸邇氏」『古事記研究——古代伝承と歌謡——』昭55・10)
- (27) 古橋信孝氏「古代のうたの表現の論理——八巡行叙事——」『文学』52の5、昭59・5。後に『古代和歌の発生——歌の呪性と様式——』昭63・1)
- (28) 土橋氏、注(24)同書241頁。
- (29) 土橋氏、注(21)(24)同書参照。
- (30) 中西進氏「愛の喪失」『漂泊——日本の心性の始源』昭53・1)

- (31) 森朝男氏「磐之媛嫁物語の歌(仁徳記)」『記紀歌謡(古代の文学I)』昭51・4)
- (32) 守屋氏「御諸の その高城なる」(六〇)の歌をめぐって(注(26)同書) 204頁。尚、土橋氏、注(24)同書の「心でだけでも、あなたは私のことを思ってくれないの だろうか」という口訳が「相思ふ」という語の意味に適さないことは守屋氏の指摘された通りであり、「相」とあるところに八恋歌として大事な意味があることは、万葉集に多くみえる「片(オ)モヒ」という語の存在により明らかである。
- (33) 「言はめ」の主語が男でなければならぬことは、森朝男氏、注(31)同論文に指摘がある。
- (34) 居駒氏「八千矛神のうた——八あまはせつかひをめぐって——」『古代伝承論』昭62・12)
- (35) 黒沢幸三氏「ワニ氏の伝承」『日本古代の伝承文学の研究』昭51・6)に代表されよう。氏は葛城氏伝承から丸迹氏伝承へという経緯を想定している。岸俊男氏「ワニ氏に関する基礎的考察」『日本古代政治史研究』昭41・5)荻原千鶴氏「女鳥王物語と春日后妃伝承の定着」『日本古代の政治と文化』昭62・2)などは逆の経緯を考える。
- (36) 「夷振」『思國歌』「片歌」『酒楽之歌』「志都歌之歌返」『本岐歌之片歌』「志都歌之歌返」『志良宜歌』「夷振之上歌」『宮人振』「天田振」『夷振之片下』「読歌」『志都歌』「天語歌」『宇岐歌』「志都歌」の十七種。尚「神語」は、

齊藤英喜氏「表現としての『古事記』うた・地の文・詞」
『成城国文』7、昭59・2）及び吉井巖氏「古事記上巻の
『神語』について」(『日本書紀研究』第十六冊、昭62・12)
により歌曲名から除外した。

(37) 賀古明氏「古代歌曲名考——序説——」(『国学院雑誌』
68の6、昭42・6。後に『琴歌譜新論』昭60・9)

(38) 神野志隆光氏「和歌様式の確立」(『古代文学の様式と
機能』昭63・4)

(39) 島田晴子氏「赤猪子の歌謡物語」(『上代文学論叢』昭
52・11)は、二首ずつの対応が見られる①②、③⑥、⑤⑦
の六首を指すという。「山代」が共通してよみ込まれてい
ること、及び記紀に重出することなどがその根拠であるが、
「志都歌之歌返」という歌曲名は歌詞の類同による分類と
は考えにくく、また、記紀の重出歌であることと同一歌曲
に属することは、レベルが違う問題である。重出歌と共に
古事記のみある歌を含みもつ類似のケースとしては、
「天田振」三歌がある。興味深い説であるが、今は通説に従
う。

(40) 中西進氏「出雲と葛城」(『国語と国文学』45の6、昭
43・6)

(41) 吉井巖氏「イハノヒメの物語」(『関西大学国文学』52、
昭50・9。後に『天皇の系譜と神話 二』昭51・6)

(42) 小島憲之氏『上代日本文学と中国文学』上(昭37・
9) 378頁。

(43) 黒沢氏、注(35)同論文では、継体紀五年十月条に筒城
(宮)がみえ、また妃として和珥臣河内女薨媛がいることか
ら、継体朝の皇后による養蚕の祭儀を歴史的事実とみ、こ
の時期にイハノヒメ物語Vにワニ氏が関与したと指摘す
る。しかし、古事記では継体天皇妃は阿倍之波延比賣とあ
り、天皇の筒城宮もみえない。記紀の異同が大きいので、
その点をどう考えるかが問題であろう。

(44) 注釈書の中では、日本思想大系『古事記』が、「服従
しない意」(238頁頭注)とみたのが近い解釈である。また
「相手にそむく、そむかぬの誓ひをたてる場合に、けしき
心の有無を問題にするのである。」(『折口信夫全集』第十
四巻、125頁)という指摘も注意される。

(45) 嘉手刈千鶴子氏「古代演劇に関する一試論」(『文研論
集』2、昭55・3)

(46) 岡部隆志氏「戸をめぐる表現の位相——古代の表現を
めぐって——」(『古代文学』25、昭61・3)

(47) 注(46)、同論文。

(48) その検証は、中西氏、注(40)同論文にはじまるが、
齊藤英喜氏「文字とのめぐり逢い——八歌Vと八地の文V
の表現作用——」(『解釈と鑑賞』47の1、昭57・1)、岡部氏
注(46)同論文、居駒永幸氏「八千矛神話——八歌謡と
散文をめぐるV——」(『古代文学』27、昭63・3)など
が試みている。

(49) 「さわさわに」「やがはえなす」など、難解な語が多く、

いまだ定説をみない歌である。この口語訳は、尾畑喜一郎氏「風の女」序説——和珥部伝承やがはえなすを中心——」（『文学・語学』22、昭36・12。後に『古代文学序説』昭43・4）による。

(50) 記紀の相違を明確に方向づけられたのは、吉井氏、注(41) 同論文であり、その見解をうけ、古事記の作品論として仁徳の聖帝たるあり方（色好み）の証と認められたのが、神野志隆光氏『古事記の世界観』（昭61・6）である。重要な方向づけであろう。

(補注) 本文の引用は、古事記は桜楓社版『古事記 新訂版』（西宮一民編）、日本書紀は岩波日本古典文学大系『日本書紀』上下に拠る。歌謡の書き下しは私意による。